

職場のトラブルやお悩み、ご相談ください



～職場でのハラスメントに関する相談や
働く女性のための相談窓口のご案内～



奈良労働局 総合労働相談コーナー

職場でのパワーハラスメント、労働条件や職場環境等に関するトラブルについてご相談ください。

電話：0742-32-0202

日時：9時00分～17時00分（土日祝日を除く）

所在地：奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎2F

労働基準監督署内の総合労働相談コーナー（以下、4カ所）にもご相談いただけます。

- 奈良総合労働相談コーナー 電話：0742-23-0435
- 葛城総合労働相談コーナー 電話：0745-52-5891
- 桜井総合労働相談コーナー 電話：0744-42-6901
- 大淀総合労働相談コーナー 電話：0747-52-0261

奈良労働局 ハラスメント対応相談窓口

職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談ください。

電話：0742-32-0210

日時：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

所在地：奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎2F



奈良県女性センター 働く女性の支援相談コーナー

仕事と子育ての両立、働き方、キャリアアップなど、女性が働くこと・働き続ける上での悩みや不安をご相談ください。

電話：0742-27-2302

日時：火曜から土曜日 9時30分～17時30分（13時～14時を除く）

（休館日：月曜日 祝日と重なるときはその翌日）

『人権週間』

を知っていますか??

昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と決めました。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24(1949)年以来、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきました。

本年も、12月4日～10日までの1週間を「第71回人権週間」と定め、各種人権啓発活動を行います。

世界人権宣言とは??

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

世界人権宣言 パネル展示

期間：12月9日(月)

～12月13日(金)

8時30分～17時15分

(初日は12時から。

最終日は15時まで。)

場所：奈良県庁 屋上ギャラリー



奈良県人権施策課相談窓口

☎0742-27-8726

FAX：0742-27-8721

日 時：平日8:30～17:15

(祝日・年末年始を除く)

所在地：奈良市登大路町30

奈良県庁舎2F

人権に関するさまざまな
問題や悩みについて、
相談を受け付けています。
※来所相談も可(随時)

